

第4回定例会

平成30年9月19日開会

平成30年9月19日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

平成30年第4回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年9月19日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 4号 議員研修会の参加について
- 第 5 発議第 5号 役場庁舎等建設検討特別委員会の設置について
- 第 6 意見案第 8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
- 第 7 意見案第 9号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）の提出について
- 第 8 一 般 質 問
- 第 9 議案第33号 住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第10 議案第34号 平成30年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第35号 平成30年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第36号 平成30年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第37号 美和幹線1号橋長寿命化架替工事にかかる契約の締結について
- 第14 認定第 1号 平成29年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	服部隆文君
出納室長	瀧口顕君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	斎藤高広君
保健福祉課長	村上信二君
産業課長	細川正彦君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
選挙管理委員会事務局長	服部隆文君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	服部まどか君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、平成30年第4回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

5番 工藤孝一 議員 6番 大石誠示 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

高橋隆文議会運営委員長。はい、7番。

○議会運営委員長（高橋隆文君）はい、7番。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

第4回本定例会を開催するに当たりまして、去る9月14日と本日議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が1名2件、町長から提出されている議案7件であります。

その内容につきましては、条例制定1件、補正予算3件、その他契約1件、決算1件、追加1件であります。また、会期中の決算審査特別委員会の開催も予定されておりまして、したがって、提出議案の内容、件数を判断いたしまして、本定例会の会期は、本日9月19日から9月21日までの3日とすることが妥当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期3日であります。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日から9月21日までの3日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）はい、諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

6月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員からの例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。また、財政健全化判断比率について、町長から監査委員の意見書をつけて報告がありましたので、その写しを配布しております。

本日の議案及び説明資料につきましては、事前配付したもの以外に、議案第37号美和幹線1号橋長寿命化架替工事に係る契約の締結についてのほか、入札及び契約状況表を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願

います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月6日、胆振地方中東部を震源とし、最大震度7を記録する地震が発生いたしました。この地震により、お亡くなりになった方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様に哀悼の意を表したいと思っております。また、全ての被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。地震発生から道内全域が大規模な停電となり、本町も暗闇に包まれたところですが、幸いにも地震による被害はなく、断水も回避でき、安堵したところでありますが、改めて、いつ襲ってくるかわからない災害の恐怖とその対応、対策の重要性を感じさせられたところであります。

このたびの災害対策では、非常用電源の確保に御協力をいただいた町内企業の皆様、炊き出しに取り組みられた日赤奉仕団の皆様、そのほか、多くの関係各位に御支援をいただきました。ここに深く感謝し、お礼を申し上げます。

そうした本日、平成30年第4回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多用の中、全員の御応招を賜り、厚くお礼を申し上げます。あわせて、平素町政運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、本定例会に御提案させていただきます案件でございますが、条例関係では、住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定1件、補正予算は、平成30年度一般会計及び特別会計補正予算3件、契約の締結は、美和幹線1号橋長寿命化架替工事1件に平成29年度各会計決算認定について提案することとしておりますので、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます。定例町議会開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をごらん願います。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

行政報告書3ページの右側下段でございます。平成30年北海道胆振東部地震による大規模停電の発生について報告いたします。

9月6日午前3時7分に北海道胆振地方を中心に最大震度7を記録する地震が発生いたしました。本町では、幸いにも地震による被害はありませんでしたが、この地震の影響で発電所が停止したことにより、本町を含む道内全域で大規模な停電が発生しております。当日中の復旧が見込めず、停電が長期化する恐れがありましたことから、町では、6日、午後2時に災害対策本部を設置して、必要な対策を実施いたしました。まず、貯水量の不足が懸念された水道の確保のため、電源の確保と消防による給水の対応を実施、また、高齢者世帯など、支援が必要と思われる方を個別に訪問するとともに、避難所を開設することとし、避難所は非常用発電機を備えている中学校といたしまして、午後4時半に開設しております。6日の避難者は4名でございますが、そのうち3名は充電に来られた方がそのまま宿泊されたようでありまして、実質の避難者は1名と思われま。

7日の避難者はありませんでしたが、両日とも携帯電話の充電のため多数の方が来所されております。また、高齢者宅の訪問において、食事の心配がありましたことから、日赤奉仕団の協力を得て、炊き出しを実施いたしました。炊き出しは7日の昼から始め、おにぎり200食分を用意し、178食の利用があり、7日の夕食には、おにぎりと豚汁、300食分を用意し、253食の利用があったところでございます。

電力の復旧は、7日未明から順次始まりまして、役場、日赤、愛寿苑などの地区から始まり、最終的に午後10時過ぎに全町で復旧しております。その後、避難者がいないことを確認して、避難所を閉鎖し、災害対策本部としての役割を終えております。

今回の大規模停電では、農業では生乳の一部損失の被害がありましたほか、商店では、商品の損失などの被害が発生しているとお聞きしております。今回の災害は、電力のみの喪失というまれなものでございましたが、町の対応としても、電力を確保するための設備や対策の不足、また避難所の開設や物資の確保などで課題が残ったところでございます。今回の事例における反省点をもとに、今後の対策を進めること

として、停電対応の報告といたします。

続きまして、4ページの左側下段、農作物作況調査について報告いたします。

別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、ごらんください。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春先の温暖な気候により融雪が進み、まきつけも順調に始まり、5月中旬以降も高温が続いたことから、農作物の生育は大幅に早まっていたところでございます。

しかし、6月中旬からの低温・多雨及び日照不足により、農作物の生育が緩慢になる状況も見受けられ、生育がおくれている状況にあります。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、9月15日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

秋まき小麦、春まき小麦は既に収穫を終え、粗原収量はきたほなみ、これが反当たり10.67俵、春よ恋は7.33俵といずれも平年を下回る結果となっており、本年3月の凍上害を初め、6月以降の低温などの影響により、製品歩留まりも劣る見込みとなっております。バレイショは1日早い生育で、JA小清水の坪堀調査によりますと、収量は平年を下回りますが、ライマンは平年を上回る結果となっております。てん菜も同じく1日早く、根部の肥大は平年並みの生育となっており、今月に実施された国連原料所の調査によりますと、収量、糖分とも平年を上回る結果となっております。大豆は5日遅れの生育となっており、これまでの日照不足等により、着莢数は平年より少ないほか、玉ねぎは3日遅れの生育、飼料作物のトウモロコシは4日遅い生育、牧草の収穫は、平年より3日遅い収穫作業となっております。

以上のような調査結果から、作物の生育のばらつきが見受けられますが、今後の収穫作業に当たり、農業者の皆様を初め、関係者一丸となり、天候に対する適切な対応と防除対策や排水対策など、適切な圃場管理の徹底を図り、無事に農作業を終えることを願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

◎発議第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第4号、議員研修会の参加についてを議題といたします。

10月18日、清里町で開催される北網ブロック町議会議員研修会に、議員全員で参加することとしたいと思っております。

お諮りいたします。

これに参加する場合の議員の出張並びに細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

◎発議第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第5号、役場庁舎等建設検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、議長を除く議員9名をもって構成する役場庁舎等建設検討特別委員会を設置し、役場庁舎等の建設に係る調査及び検討を付託し、審査が終了するまで議会閉会中の継続審査にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました役場庁舎等建設検討特別委員会の委員については、委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員9名を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議長を除く議員9名を役場庁舎等建設検討特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎意見案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第8号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林づくりを担う林産事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

慎重審議の上、何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第8号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第8号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第9号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）の提出についてを議題をいたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい、8番。意見案第9号につきまして説明いたします。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」、これを抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）の提出でございます。地域の高校を存続し、希望する子供に教育を保障していくため、以下の項目につきまして、強く求めるものでございます。同教委が3月に策定をいたしましたこれからの高校づくりに関する指針、これは地域の衰退につながることから、撤回もしくは抜本的に見直しをすること。学級の定員を30人以下に引き下げること。遠距離通学費と補助制度の5年間の年限を撤回し、以前から通学している子供にも対象とすること。地域連帯特別校や農業、水産、福祉などの学科を置く、高校は2年連続で1学年の生徒が12人未満となっても再編成を行わないこと。希望するすべての子供が地元の高校へ通うことができるよう、地域合同総合高校の設置などを検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

以上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第9号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔明瞭に願います。

5番、工藤孝一議員。はい、5番。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。それでは、さきに通告してあります一般質問を2点させていただきます。

最初に、観光振興についてであります。

本町総合戦略の交流人口拡大プロジェクトの中心施策であります観光推進組織構築事業の進捗状況と今後の見通しについてまずお伺いをいたしたいと思えます。よろしく願います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）観光振興についての御質問にお答えいたします。急速に進む人口減少や少子高齢化、都市部への人口流出など、喫緊の課題に対応するため、平成27年11月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、交流人口をふやし、転出超過に歯どめをかけることを目標に、交流人口の拡大プロジェクトを掲げているところでございます。本プロジェクトの取り組み方針は、イベントの企画や積極的な情報発信により、交流人口の拡大を図ることとしております。これらの取り組みは昨年、一般社団法人として設立しました観光協会を中心に推進していくこととして、観光協会が取り組む観光推進組織構築事業に対し、国の地方創生推進交付金を活用した補助金を平成28年度より交付し、交流人口の拡大に向けた各種事業に取り組んでいただいているところであります。

また、本年4月には観光協会の拠点となるツーリストセンターを整備し、以降、大変多くの方々に御利用いただいているとともに、道の駅などの利用者也増加している状況から、大きな成果につながっていると判断しております。交流人口の拡大の目標でもある転出超過に歯どめをかけるためには、やはり定住していただくことが必要であり、そのためには本町の魅力をさらに伝え、小清水ファンの増加を目指す必要があるとともに、町民を初めとした地元の受け入れ意識の向上も必要と考えております。

いずれにいたしましても、観光協会は昨年新たな組織として設立し、本年4月よりツーリストセンターを拠点に町の情報発信やその他観光事業等に取り組んでいただいておりますが、当面の間、国の補助金等を活用した行政としてできる支援はもとより、今後も観光協会を初めとした関係機関とともに、農業、商工業、観光業が連携したまちづくりを進めてまいり所存でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）ただいま町長のほうから、今年の11月ですか、観光協会が正式に組織され、4月

からのツーリストセンターの施設ができて、非常に大きな成果が上がっているという説明でありました。あわせて今後定住していただくために町民の協力などを得なきゃならんという提案だと思えます。小清水町における説明がありました。急激な人口減少、少子高齢化に対応したこの取り組みとして、本町が持続可能で自主自立の条件のまちづくりの条件の第一番目にやっぱり考えなきゃならんのは、国の財政支援がしっかりとあること、継続されることが1番目だというふうに考えます。2番目には、我々自身が人口の安定化をあきらめずに、取り組む、そういう努力を続けていくことが極めて重要だというふうに思っております。特に人口安定化の取り組みでやるべきことの一つに、安心して暮らし続けられる基盤づくりがまず重要だと思えます。その基盤の中身については、小清水町がほかの町村にない形で閉校校舎を利用したほがじゃ工場が、働く場所ができたり、そういう収入、働く場所、そして農家や商工業者にとっての町民にとって収入をいかにふやすか、そういった面と合わせて、もう一つは、町民自身の協力、協働、お互いに助け合うNPO法人のそういった運動についても本町の基盤づくりに大きな役割を果たしてきているというふうに感じています。しかし、もう一つは、住んでみたいと思わせる魅力づくり、小清水町の魅力づくりに関しては、正直これからではないかという思いに駆られるところです。私たち自身が将来展望を持たない地域にあきらめムードが漂っているようなときのため、住んでみたいと思わせる魅力づくりに向かって積極的に動き出すというふうになかなかならないではないかというふうに思えます。現状を打破するのに必要なのは、この小清水町をよく知らない地域づくりに積極的なIターンを招き入れることではないでしょうか。ただし、彼らが自由に活躍できるようにバックアップしなければなりません。招き入れてもがんじがらめにしたり、排除したりしてしまえば、全く意味がないというふうに考えます。地元、私たち町民の受け入れる受容力とバックアップする力が今こそ問われているというふうに考えます。住んでみたいと思わせる魅力づくりに成功している自治体、町では、何気ない工夫ではありますが、人と人とを結びつける縁、これを偶然起こすのではなくて、引き寄せるための仕掛けづくりに取り組んでおります。こういった仕掛けづくりをお互いに学び合い共有していくことこそが私たち町民にとって必要不可欠ではないかというふうに感じています。再び、再度町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

先ほどお答えをさせていただきましたが、平成27年11月に策定いたしました総合戦略に基づきまして、人口減少、少子高齢化社会に立ち向かっていくというのが私の考え方でございます。工藤議員おっしゃられたように、やはり小清水ファンをつくって、まず小清水を認めていただくということです。その魅力を知っていただくということもありますし、先ほどもおっしゃられておりましたが、やはり町外から移住されている理由は何かということ、その街に魅力があったということ、その町の受け入れ態勢がしっかりしていたというのが実は私もお聞きをしているところでございます。そのようなことから、本町としては幸いにも北陽工場にほがじゃという会社が来ています。また、浜小清水前にはモンベルというメーカー大手のお店もできました。このようなことからまず小清水町の名前は結構前には出てきているのかなというふうに感じておりますし、世の流れはすごく大きく変わっているというふうに感じているところでございます。

ここに来られている、いわゆる交流人口はふえているというのは明らかに見えておりますけれども、この来られている方々をいかに小清水に定住をいただくなり、この市街地に来ていただくというのが今後の課題であるというふうに認識をしております。やはり、小清水に来ていただくためには、まず働く場所がなきゃいけないというのが1点大きな問題でございまして、2点目には住む場所がなきゃいけないということでございます。働く場所については、それぞれの事業所さんありますけれども、いずれも労働力が足りないという現状があります。いろいろな条件がある中で、その場に不足をしている部分があるんだと思えますけれども、労働力は求められている状況というのは、全土どこも同じかなというふうに思っています。小清水もそうであるというふうには認識をしております。そのようなことから、何とかまずは小清水の魅力というのを今後どんどん観光協会さんのお力もいただきながら、発信をしつつ、やはり働く場所、住む場所等々も確保しながら、何とか人口減少社会に対応し、この町が末永く明るく住みよい町にし

ていきたいというふうに考えてございますので、いろいろな課題はあるとは思いますが、各観光協会を中心として、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）今、町長のほうからも交流人口は確実にふえているという御説明でありましたが、総合戦略推進交付金に関してですが、本年度、平成30年度でこの観光組織の維持のための、構築のための補助金は本年度で終わって、今後どのような方向に要請をしていくのか、今、総務省のほうでは、関係人口創出事業ということで、たしかそういう事業も取り進めているやに聞いているんですが、関係人口、いわゆる町外の方々とどういう町民以外といいますか、先ほども言いましたが、いろんな小清水に縁のある方々を全国につないでいく、そういうことも含めての関係人口だという私は理解しているんですが、総務省のそういった取り組みなんかについても今後本町が進める交付金の要請の中に、対象になるのか、ならないのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

関係人口の関係であります。総務省の考えとしては、今後、小さな町が生き残るためには、関係人口をふやさなきゃいけないよというようなことで、各種会議等でも私も実は聞いているところでございます。そのようなことも大切にしながら、やはり小清水町の魅力を発信しなければそこにもつながっていかないだろうというふうに考えてございますので、まずその取り組みを第一に、先ほど申し上げたとおり進めていきたいというふうに考えてございます。

次に、推進交付金の関係でございますが、第一次的には28年度から30年度まで、本年度で一旦終了するという形になります。当然第二次といいますか、次に向けて農業なり観光なりということで、今は農業のプロジェクト、観光のプロジェクト、2本立てで推進交付金を活用し、事業推進しているところでございますが、今後に向けてはさらにそこを進化させる、いわゆる深掘りをさせるというようなことで、交付金の事業申請については、検討していきたいというふうに考えているところでございます。なかなか、深掘りをするといっても、なかなかすぐにはできない部分がありますけれども、その中には、自立性なり、やはりその団体が自立をしていかなければいけないというような大きなテーマもございますので、その辺はいろいろと私の公約では農業、商工業、観光業が連携したまちづくりを進めるということにしておりますので、そういうような形で連携をした中で、交付金については該当になるのであれば、申請をし、実施をしていきたいというふうに考えてございます。ただ、今のところはまだ年内を目途に申請事務が進められるというふうにお聞きしておりますので、関係団体と今協議している最中でございますので、活用できるかできないかはまだ内閣府の判断もございまして、今後該当になるよう努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）今、町長のほうから、関係人口創出事業については、幾度となく会議で聞いているということで、今後に向けて農業、関連産業含めての協議の中で対応していきたいというお答えかと思えます。この本町の人口流出をできるだけとめて維持可能な自主自立のこういった道を歩むには、かなり険しいものがあると思います。しかし、それは今後工夫次第で乗り越えて、通り抜けられる課題だというふうに考えております。そのことを最後に一言つけ加えまして、この質問は終わりますので、次の質問に移らせていただきます。

2点目ですが、小中学校の歯科健診についてであります。子供の歯科健診は、1歳半から始めていますが、小学生は乳歯から永久歯へと生えかわる重要な時期となります。小中学校における歯科健診は重要な役割を果たしていると考えます。歯科健診の状況として、検診率、有所見率はどのようになっているか、そして有所見に基づいて、歯科治療を受ける必要のある子供の現状について伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）御質問にお答えをいたします。

小中学校の歯科健診につきましては、学校保健法施行規則第3条の規定によりまして、学校経営計画の保健指導計画に基づいて、毎年6月30日までに実施をしております。平成30年度の歯科健診状況でございますが、小学校では、全児童数225名のうち、222名が受診、受診率は99%、そのうち、所見のあった児童は161名、受診者の72.5%、中学校では、全生徒109名のうち、105名が受診、受診率は96%、そのうち、所見があった生徒は75名、受診者の71.4%というふうになっております。

また、健診結果につきましては、学校より歯科健診結果のお知らせにあわせ、歯科受診を促す文書を保護者宛てに通知してございまして、受診した場合は、治療報告書を提出していただいております。受診の有無について確認するよう努めております。さらに、夏休みと冬休み明け、新学期の初めに健康調査を行い、休み中の病気調査と合わせて、虫歯等の治療に関する調査を実施し、受診状況を把握してございます。

今後におきましても、学校、町保健福祉課とも連携をしながら、子供たちの健康状態を把握することに努めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）それぞれ、今、小学校、中学校の必要な所見が書かれている子供の数を報告がありましたが、これは一般的にどういうことで、全道的には、児童生徒のほぼ50%が有所見割合だというふうに聞いておりましたが、本町のこの有所見割合割合が70%を超えるというのはどういう傾向なのかを説明いただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）議員がおっしゃるとおり、全国保健団体連合会における学校歯科治療調査の中間報告によりますと、約小学校では2人に1人、5割強、それから、中学校が6割強というような報告があります。ただいま私が申し上げた平成30年度の結果は、7割ということでございますが、学校に問い合わせたところ、原因はわかりませんが、昨年、一昨年と、これまでの状況を確認しましたところ、やはり約半数の5割程度ということ聞いてございます。

歯科健診については、潜在する疾病を早期に発見をして、適切な処置を講ずることを目的の1つとしておりますが、全国的に見てもせっかくの健診結果が、早期発見、早期治療につながっていない現状でございます。健診は医学的な立場から確定診断を行うものではございません。このようなことから、歯科受診は強制するものではなくて、受診の可否は保護者の判断にゆだねることになります。歯科受診をしない理由として一番挙げられるのが、経済的理由だということですが、本町の場合については、医療費が無償でございますので、このことについては該当にならないかと思っております。

次に、保護者の子供への無関心や歯科保健意識の低さ、共働きやひとり親、保護者の長時間労働、それから中にはなかなか休みがとれないといった家庭事情があると思っております。それから市販薬で済ましてしまふ、それから子供が歯医者さんに行きたがらないという現状もあるようでございます。

小学校、中学校、高校、学年が上がるにつれ受診率が低下するというデータがございます。歯の保健衛生は、議員がおっしゃるとおり乳幼児から始まり、子供の健康な成長に大切なもので、学校健診に限らず歯科で定期的な診察を受けることが望ましいと思っております。

今後、歯科保健意識の向上と受診率の改善に向けて、学校や医療機関、町保健福祉課と連携を図りながら、家庭を含む地域全体の歯科保健意識の向上に向けて努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）教育委員会として、引き続きといいますか今後父兄に対しても医療保険、歯科保健の啓蒙に専念したいということの説明だと思っておりますが、治療が必要だということで保護者に対して報告書ですか、治療をしてくださいと、治療が必要ですよという案内を出して、そしてその後歯医者さんに行っ

たか行かないか、あるいは行って治療したかという報告書の提出については、どの程度の学校に返却されるのか伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）お答えいたします。歯科を受診し治療済みでありましても、先ほど申し上げた治療報告書と休み中の病気調査が未提出のケースがございます。正確な数字は把握できてないのが現状ということで学校から聞いてます。

100%保護者の方から報告があれば、その通知が100%ということになりますけれども、なかなか学校にお聞きしますと、例え治療を行っていてもその報告書が出ていないケースがあるというふうに聞いていますが、議員おっしゃるとおり正確なそういう受診のデータを集計できるような体制をとるように、改めて学校にも申し入れをしたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）今教育長のほうから、そういった今後、治療を終えて報告書が戻ってくるようなそういうデータづくりができるような取り組みを指導していきたいというお答えでしたが、結局教育長もおっしゃいましたように治療の中断が、私自身も実はそういう経験もあります、中学校でもうちょっと痛くなるまで待とうとか、往々にしてそういう対応になりやすくなるのは重々わかります。治療の中断にならないような取り組みを、そして口腔崩壊にならない、させない、そういった取り組みを教育委員会に期待して質問を終わりたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）以上で、通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。ここで20分間休憩をし、10時40分に再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時40分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎議案第33号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第33号、住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斎藤町民生活課長。

○町民生活課長（斎藤高広君）ただいま上程されました議案第33号、住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は9ページからになります。

昨年元町地区に続き、本年10月1日から南町地区において住居表示を実施いたします。これに伴いまして、当該地区に所在する公共施設等の住所が変更になりますので、関係する条例を一括して改正する本条例を制定するものであります。

内容につきましては、別途お配りしております改正する関係条例の新旧対照表をごらん願います。

本条例では、住所等の改正を行う徴税条例以下19件の関係条例について条立てで規定し、それぞれ住所が規定されている箇所を南町の住居表示に改めるほか、一部文言の整理を行うものであります。

なお、本条例の施行期日は、住居表示の実施に合わせて平成30年10月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第33号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第33号、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号 乃至 議案第36号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第34号ないし日程第12、議案第36号、平成30年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について、平成30年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、平成30年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま一括上程されました議案第34号ないし議案第36号、小清水町各会計補正予算について、初めに、議案第34号、平成30年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,014万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,173万1千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正は、道営農道整備事業債で、執行事業の増額に伴い限度額の変更を、橋梁長寿命化整備事業債及びオホーツク海岸道路整備事業債の2事業は、特定財源としている社会資本総合整備交付金の減額内示結果に基づき過疎対策事業債へ財源振り替えによる限度額の変更を、臨時財政対策債は、発行可能額の決定に伴いまして限度額を変更するものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調とあわせてごらんください。

初めに、2款総務費ですが、1項1目一般管理費は、13節委託料で、平成32年4月より施行される臨時非常勤職員に関する地方公務員法等の改正へ向けて現況把握及び移行方針策定などを行うこととし、会計年度任用職員制度移行業務委託料90万8千円追加、26節寄附金は西日本豪雨災害見舞金100万円追加、4目財産管理費は、11節需用費で年度内執行に不足が見込まれる建物等修繕料50万円追加、15節工事請負は、売却の決定した旧止別グラウンド敷地のフェンス等を解体することとし、工事請負費100万4千円追加、12目開町100年記念事業費は、記念式典開催に係る追加経費及び記念品として復刻版ポテトチップス及びモンベルほがじゃの全戸配付に関する経費を追加するもので、8節報償費は、記念式典当日の市街地パレード実施に係るバトントワリング等への協力者謝礼4万円追加のほか、トークショー開催及び観光大使であるHAMBURGER BOYSの出演に対し、記念事業報償費200万円、報償費合わせまして204万円追加、11節需用費は、ポテトチップス及びモンベルほがじゃ購入費246万5千円及び記念式典用消耗品30万円を追加した消耗品費276万5千円、12節役務費は記念品発送料118万8千円、13節委託料は記念事業としてタイムカプセルを埋設することとし、タイムカプセル制作業務及び埋設記念碑の制作として開町100年記念タイムカプセル設置業務委託料62万7千円及び記念品発送に係る梱包業務委託料44万円をそれぞれ追加するほか、19節負担金補助及び交付金でファイターズ応援大使事業実施においてヒーローショーなど、当初予定額を上回る支出が見込まれることから、後援会に対するファイターズ応援大使事業補助金29万円追加、総務管理費あわせまして

1,076万2千円追加計上を行うものです。

次のページになります。2項徴税費2目賦課徴収費は、13節委託料で、確定申告に係るイータックスとの連携が必要となることから、確定申告支援システム改修業務委託料87万3千円を追加計上を行うものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費25節積立金は、指定寄附として福祉振興基金積立金10万円追加、3目老人福祉費19節負担金補助及び交付金は、年度内執行不足見込み2件に係る高齢者等住宅整備事業費補助金70万8千円追加、8目介護保険対策費28節繰出金は、介護保険システム改修費の国庫金充当による法定繰出分として介護保険特別会計繰出金83万円減額、社会福祉費合わせまして2万2千円減額計上するものです。

次のページになります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、11節需用費において、印刷製本費に係る年度内執行不足見込み額15万円を追加計上を行うものです。

次に、4款衛生費1項5目環境衛生費13節委託料は、地方公共団体カーボンマネジメント強化事業として採択を受けた国庫事業において、公共施設における二酸化炭素排出量の現況調査や省エネルギー調査、温暖化対策実行計画等の策定を行うこととし、第3期小清水町地球温暖化対策実行計画策定業務委託料907万2千円追加、19節負担金補助及び交付金は、年度内執行不足見込み2基に係る浄化槽整備事業費補助金122万5千円追加、保健衛生費合わせて1,029万7千円追加計上を行うものです。

次に、6款農林水産業費1項3目農業振興費は、13節委託料で中山間地域所得向上支援事業として採択を受けた計画のうち、でんぷん等を活用した加工品の開発及び販売力向上戦略の検討を、高校閉校跡地を利活用した構想を策定することとし、高校閉校跡地基本構想等検討業務委託料500万円追加。

次のページになります。

19節負担金補助及び交付金は、事業採択を受けた畑作構造転換事業及び中山間地域所得向上支援事業実施に係る補助金をそれぞれ追加するほか、認定農業者で組織する団体の共同作業施設設置に対する補助として、株式会社YACが実施する育苗ハウス2棟、育苗プラント施設1棟整備に対する共同作業施設整備事業費補助金429万1千円追加するなど、農業費合わせまして1億4,691万円追加計上するものです。

次に、7款商工費1項3目観光振興費は、15節工事請負費で、ツーリストセンターのガラス屋根部分の雨樋及びブルーフヒーターの設置を行うほか、施設入り口部分の石積上部への落雪防止措置が必要であることから、工事請負費129万6千円追加計上するものです。

次に、8款土木費2項2目道路新設改良維持費は、11節需用費で、年度内執行に不足が見込まれる町道等修繕料1千万円追加、13節委託料は、社会資本整備総合交付金事業で実施する橋梁長寿命化各設計費の入札残を減額するほか、新たに小清水市街西第3南裏通りの実施設計業務を行うこととし、差引額163万6千円追加、15節工事請負費は、旧止別グラウンド敷地前歩道補修実施に係る町道整備工事請負費297万円追加。

次のページになります。

19節負担金補助及び交付金は、萱野地区道営事業の事業費増に伴い、道営農道整備事業負担金50万円追加、なお補正額はありますが、社会資本整備総合交付金事業費に係る工事請負費において、第2表地方債補正で御説明いたしました特定財源であります社会資本整備総合交付金の減額と、過疎対策事業債の追加による財源内訳の変更を行っておりますので、内容につきましては主要施策調で御確認願います。

次に、3目源泉管理費、11節需用費は、第2号源泉のふれあいセンター送湯ポンプ等の劣化等による修繕を実施することとし、建物等修繕料119万6千円追加、13節委託料は、各公共施設等で利用している町内の温泉について、現況把握や温泉利用施設の長寿命化へ向けた計画的な維持更新計画の策定を行うこととし、計画策定業務委託料389万9千円追加、道路橋梁費合わせまして2,020万1千円追加計上するものでございます。

次に、10款教育費は、1項3目私学振興費19節負担金補助及び交付金で、対象園児数の増により私立幼稚園就園奨励費補助金77万7千円追加計上するものです。

次のページになります。

6項保健体育費、2項体育施設費、15節工事請負費は、さきに実施した町民プール暖房設備改修に係る実施設計等に基づき、煙突のアスベスト閉塞を含む改修工事を実施することとし、4,890万3千円追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、8ページにお戻りください。

8ページ、13款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金25万4千円追加、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金は、歳出同額の907万2千円追加、6目土木費国庫補助金は、国土交通省の事業調整による内示結果に基づき社会資本整備総合交付金4,311万6千円減額、7目教育費国庫補助金は、幼稚園就園奨励費補助金18万2千円追加、国庫補助金合わせまして3,360万8千円減額計上するものです。

次に、14款道支出金、2項3目農林水産業費同補助金は、追加事業採択の畑作構造転換事業費補助金及び中山間地域所得向上支援事業費補助金をそれぞれ追加、道補助金合わせまして1億4,261万9千円追加計上するものです。

次に、15款財産収入2項2目不動産売払収入は、旧止別グラウンド敷地売却に係る町有地売払収入157万2千円追加計上するものです。

次のページになります。

16款1項1目寄附金は、1件の指定寄付金として民生費寄附金10万円追加計上するものです。

次に、17款繰入金1項3目ふるさと事業基金繰入金は、開庁100年事業執行経費として735万円追加計上。

18款繰越金は、財源調整分といたしまして8,940万6千円追加計上。

次のページになります。

20款町債は、第2表地方債補正で御説明いたしましたとおり、土木債で3,110万円追加計上、臨時財政対策債で639万2千円減額計上。町債合わせまして3,270万8千円追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）続きまして、議案第35号平成30年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書19ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万円を追加し、予算総額を9億4,714万4千円とするものでございます。

補正予算書24ページをお開きください。

まず歳出予算になりますが、8款1項償還金は、社会保険料加入に伴います遡及届出などにより、過年度に納付済の保険料の払い戻しが生じまして不足が見込まれる過誤納納付金払戻金120万円を追加計上するものでございます。

22ページにお戻りください。

歳入予算ですが、払戻金の財源としまして、5款1項繰越金で120万円を追加計上するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第36号、平成30年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書26ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ保険事業勘定において712万3千円を追加し、予算総額を5億3,068万3千円とするものでございます。

補正予算書33ページをお開きください。

初めに、歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費、一般管理費において補正額はございませんが、

介護報酬改定に伴うシステム改修事業費分としまして、国庫補助金83万円が見込まれることから、財源の変更を計上するものです。

6款1項償還金は、過年度に納付済の保険料の払い戻しとしまして不足が見込まれる過誤納金払戻金5万円と、平成29年度給付費等の確定に伴い、国、道支払基金のそれぞれの負担割合に基づく交付金等の精算分として、保険料給付に係る国庫支出金並びに地域支援事業に係る国庫及び道支出金の返還金総額707万3千円、合わせて712万3千円を追加計上するものでございます。

31ページにお戻りください。

歳入予算ですが、財源の変更としまして2款2項国庫補助金は、介護保険システム改修に伴う事業費等補助金として83万円を追加、6款1項一般会計繰入金で、同額の83万円を減額し、償還金等の財源としまして7款1項繰越金で、保険給付費分572万3千円、地域支援事業費分140万円、合わせまして712万3千円の前年度繰越金を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第34号、平成30年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）一般会計予算書の14ページの農林水産業の農業振興費の中での高校閉校跡地基本構想等検討業務委託ということになってるんですけども、この基本構想の業務委託というのは、もう少し内容について詳しく御説明をいただきたいなというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）お答えをしたいと思います。

中山間地域所得向上支援事業ということで、国の補助金を活用いたしまして、次のページの19節、こちらのほうに補助金という形、この2つの事業で行うことになってます。

この委託料につきましては、地域に農業所得の向上を図ることを目的として、マーケティング調査だったり地域の特産物を活用した加工品の開発等の可能性を調査する、あわせて高校の閉校跡地の部分の利活用をあわせて検討できないかということで、国の補助金を対象として申請をさせていただいたところ採択をいただきましたんで、内容としてはまずは高校の跡地の土地の活用パターン、こちらを調査するのはそれは近隣で、もしくは全国でそういうような事例調査を、いろんな情報を収集すると。

それとあわせて特産品の加工の調査、それは本町の特産物をどういうふうに活用して商品化できるかというような形のものも調査をしていくという、大きな2つの点を今回ノウハウのある業者のほうで委託をしていきたいという考え方です。

以上です。

○3番（八木勝正君）わかりました。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）今八木議員が質問した関係なんですけど、私もちょっとこれ聞こうと思ったんですけども、これ委託料の考えてると。どこ委託するんですか、それが1点と、それからこの事業の展開はもう始まってんのかと。これは農協と関連があるのか、ただ単独で町が考えてるのかその辺も含めて。

それからもう1点、主要施策調の9ページ、ここに町民プールの暖房等の修理工事についてということで、これも額としては5千万に届くぐらい大きな額なんですけども、できれば本予算できちっと議員の理解を得て進めるのが正しかったかと思うんですけども、多分このことについて何か調査することがあったんじゃないかと思うんですけども、調査があったんであればそれを聞かせてほしいということでございますんで、2つお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）お答えをしたいと思います。

まず1点目で、どういう業者のほうに委託をしていくかということなんですけど、本町で現在考えてるところはマーケティング調査、加工品の開発、いろいろな部門が入りますので、総合コンサルができるとこ

ろを今これから選択をしていきたいというふうに考えているところです。

2点目の、既に動いているのかという話なのですが、これまで現在北海道立の土地ということで、北海道のほうから譲渡をしていただくようにこれまで北海道と協議をしてきたんですが、その中で現在動いている農業担い手育成プロジェクト協議、こちらのほうの拠点としてあそこは利活用していきたいという考えで北海道と交渉をして、無償譲渡をしていただけるということでお話がついてるところです。

ただ、そうやって本町とじゃあ担い手プロジェクト協議会で話を詰めていくというわけではなくて、この業務委託を発注後町民の意見を広く聞ける検討会というものを設けていきたいというふうに考えているところです。その御意見を反映した形で、来年の3月末までにある程度の構想を練って、その後さまざまな検討をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）中野生涯学習課長。

○生涯学習課長（中野也寸志君）お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、本来であれば当初予算に計上されるべき額、規模の工事ということになりますが、庁舎につきましては昨年の12月定例会で補正の議決をいただきまして、その際に老朽化した暖房施設の改修部分、精査をした上で新年度に改修をしたいということで御報告を申し上げたところでございます。

したがいまして、12月の調査でございますので当初予算の計上には間に合わないということで、その時点で新年度補正予算で対応させていただくという御説明をさせていただきましたが、その予定どおりの執行でございますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第34号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第34号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成30年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。

はい、7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）はい、7番。補正予算書の24ページ、1目23節になりますけど、これ過誤納払戻金120万ということになってるんですが、これ何年分の過誤納金に当たるのか。上限下限ちょっと、もしわかればお知らせいただきたい。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）こちらのほうの過誤納金につきましては、3件今のところ上がってきました、1名が一番長い方で約3年間、社会保険に加入してたんですけども国保のほうに届け出がなかったということで、1名で90万円台のほうの過誤納金返還が生じてございます。

ほかの2名の方につきましては、さかのぼりは1年間でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第35号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第35号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成30年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第1号)について質疑を受けます。ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第36号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第36号、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長(坂田秀昭君) 日程第13、議案第37号、美和幹線1号橋長寿命化架替工事にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長(荒木和正君) ただいま上程されました議案第37号美和幹線1号橋長寿命化架替工事にかかる契約の締結について御説明申し上げます。

本日お配りしました議案と資料の入札及び契約状況表をあわせてごらん願います。

本件の入札につきまして、平成30年9月12日地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。入札の結果、資料のほうに記載のとおり、株式会社北興が6,700万円、消費税込み金額7,236万円をもって落札しました。

以上のとおり落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長(坂田秀昭君) 本会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を受けます。ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第37号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第37号、原案のとおり可決されました。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、認定第1号、平成29年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました認定第1号、平成29年度小清水町各会計歳入歳出決算認定につきましては、別紙監査委員の決算意見書を添えて上程いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、説明資料としまして別冊の主要施策成果調をお手元にお配りしておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）重成代表監査委員から、決算審査の意見について説明を求めます。

○代表監査委員（重成一男君）決算審査を行いましたので、その結果について御説明申し上げたいと存じます。

平成29年度の小清水町各会計決算審査意見書につきましては、9月7日付で小清水町長宛文書をもって提出したところでありますが、かいつまんで概要の説明を申し上げます。

審査につきましては、8月9日と10日の2日間にわたり森監査委員と実施いたしました。

審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する調書、関係帳簿、証憑等に基づいて数値の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行状況について審査を行ったところでございます。

審査結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況ともに計数に誤りはなく適正に表示されており、法令に義務づけられたものが具備されておりました。

したがいまして、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納と合わせ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用内容と保管状況について、適正に執行されたものと認めるところでございます。

次に、各会計について若干申し上げたいと思いますが、収支差引額と意見書の数値が整合しないものについては、それぞれ千円単位の端数調整によって生じたものでございます。

それでは、決算審査意見書に沿って御説明申し上げます。

まず、意見書3ページの一般会計でございますが、歳入総額は65億2,723万2千円で、前年度に比較して13.6%の増、歳出総額は61億1,465万3千円で、前年度に比較して12.4%の増と、歳入歳出ともに前年度を上回っております。

次に、4ページの歳入増加となったうち主なものとしては、大幅に増加したふるさと納税によって寄附金が前年度の8,551万2千円から10億1,275万円に、9億2,723万8千円、1,084.3%の増となっております。

同様に、6ページの歳出につきましても5億2,602万1千円増の12億6,016万1千円となっており、主な要因はふるさと納税推進事業に係る返礼品等の費用となっております。

戻りまして、4ページの徴税につきましては、平成29年度の歳入決算額で6億2,249万8千円と、28年度と比べますと1,866万2千円の増となっており、町民税で828万8千円、固定資産税で820万円、それぞれ増加したことが主な要因となっております。

収入率を見ますと、町税では98.89%で、前年度と比較して0.11%高くなっております。

5ページ、税外収入の収入率については97.27%で、前年度と比べますと0.31%減少となっておりますが、公営住宅使用料以外の保育料や学校給食費などについては全て100%の収入率となっておりますので、減少となった公営住宅使用料についてさらなる徴収強化に努められることを望むところでございます。

次に、6ページの中段の基金の状況でございますが、一般会計の年度末残高は36億6,584万6千円で、前年度に比べ9.0%の増となっております。また次の表、地方債の状況につきましては、前年度末における残高は79億6,509万9千円で、前年度と比べますと4億9,579万9千円の減となっております。

次の7ページの債務負担の状況につきましては、年度末残高が18億6,612万4千円で、前年度と比べますと8,916万8千円の減となっております。

次の8ページ中断の主要財政指数でございますが、財政力指数は0.206で、前年度と比べ0.006ポイント上回っており、経常収支比率につきましては85.9%で、前年度と比べ1.5%上回っております。

経常収支比率は弾力性が失われつつあるとされる80%を超えておりますので、今後は健全な財政運営に留意願います。

公債費負担比率につきましては22.9%と、前年度に比べ0.3%の減少、起債制限比率につきましては9.0%と、前年度に比べ1.4%上がっております。公債費負担比率につきましては、危険ラインの20%を超えております。実質的な影響は少ないと思われませんが、将来世代に過度な負担を残さないためにも財政規律を堅持し、バランスのとれた財政運営に努められるよう留意願います。

予算執行率及び事務手続等についてはおおむね良好に執行されており、特に申し上げる事項はございません。

次に、9ページの国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額は10億8,363万9千円で、前年度に比較して7.7%の増、歳出総額は9億9,740万1千円で、前年度と比較して8.3%の増と、歳入歳出ともに前年度を上回っております。

10ページ、歳入の保険料のみの決算額は2億8,537万7千円で、収入率は98.9%、未収額は283万7千円となっております。

歳出については、11ページの前年度対比によりますと保険給付費で6,368万8千円増、合計で7,671万5千円、前年度を上回っております。

会計総体として適正に執行されておりますが、財政調整基金に余裕がなく、法定外による一般会計からの繰入金金が1千万あることから、健全な会計運営を目指す御努力をお願いいたします。

次に、12ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額は8,772万5千円で、前年度に比較して4.8%の増、歳出総額は8,703万で、前年度と比較して4.6%の増と、歳入歳出ともに前年度を上回っております。

13ページ、歳入の保険料のみの決算額は6,267万2千円で、収入率は99.96%、未収額は2万8千円となっております。

歳出については、特に申し上げることはございません。

次に、14ページの介護保険特別会計でございますが、保険事業勘定での歳入総額は5億3,451万6千円で、前年度に比較して8.3%の増、歳出総額は5億61万1千円で、前年度に比較して7.9%の増と、歳入歳出ともに前年度を上回っております。

サービス事業勘定の決算額は、歳入歳出ともに1,987万4千円で、前年度に比較して0.4%の増となっております。

次、16ページ、歳入の介護保険料の決算額は9,540万3千円で、収入率は99.71%、未収額は24万3千円となっております。サービス収入の決算額は513万3千円で、収入率は100%となっております。

次に、18ページの簡易水道特別会計でございますが、歳入総額は2億9,187万4千円で、前年度に比較して74.7%の増、歳出総額は2億7,210万8千円で、前年度と比較して81.7%の増と、

歳入歳出ともに、小清水地区配水池整備事業の実施により前年度を大幅に上回っております。

19ページ、歳入の水道使用料の決算額は7,628万1千円で、収入率は96.62%、未収額は264万7千円となっております。会計の健全運営はもちろんのこと、老朽化した水道管の計画的な更新など、引き続き安全安心の水道の供給に努めていただきたいと思います。

次に、20ページの農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入総額は3億6,987万5千円で前年度に比較して8.4%の増、歳出総額は、3億5,821万6千円で、前年度と比較して10%の増と、歳入歳出ともに、昨年から実施している排水処理場整備更新事業により前年度を上回っております。

21ページ、歳入の農業集落排水使用料の決算額は5,202万5千円で、収入率は95.29%、未収額は254万4千円となっております。引き続き簡易水道事業と連携し、使用料金の確保と施設の運営管理に万全を期していただきたいと思います。

以上が、平成29年度の各会計における決算審査の概要でございます、一般会計及び特別会計ともに適正に執行されているものと認めるところでございます。

一般会計と特別会計の決算総額は、歳入が89億1,473万6千円で、歳出が83億4,989万3千円で、前年度と比較すると歳入で10億5,540万3千円、13.4%の増、歳出で9億4,883万2千円で12.8%の増となり、差し引き5億4,120万1千円の黒字となったところでございます。

一般会計の歳入におきましては、ふるさと納税による寄附金額が大幅にふえた決算となっておりますが、本年度については返礼品に対する指導などもあり、多くの寄附金を見込めないことが予想されますので、引き続き従来同様の健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

町税については、前年度より増収となり収入率も上昇しておりますが、税外収入及び特別会計の保険料と上下水道使用料につきましては収入率が減少しております。減少した公営住宅使用料と保険料については、今後徴収強化委員会が中心となり、滞納処分や延滞金の徴収など債権管理管理条例に準じた積極的な徴収強化に努めていただきたいと思います。

財政構造を判断する指標につきましては、経常収支比率が昨年の84.4%から85.9%に上昇し、弾力性を失いつつあるとされる80%を上回っており、公債費負担比率は23.2%から22.9%に減少しているものの、危険ラインとされる20%を超えております。実質的な影響は少ないと思われませんが、将来世代に過度な負担を残さないためにも財政規律を堅持した財政運営がなされることを強く望むものでございます。

今後、少子高齢化や人口減少が進み社会補償費が増加するとともに、役場庁舎等の建設を初め公共施設の老朽化対策など多額の支出が見込まれ、厳しい財政状況が予想されます。

将来にわたって持続可能な財政運営を維持しながら、町民の信頼に応える行政サービスを提供していくため、限られた財源の効率的な活用とより効果的な政策の展開を期待し、決算審査の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）各執行機関及び監査委員に対して質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議会運営基準に基づき、議長から指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に林幸雄議員、副委員長に八木勝正議員を指名いたします。
お諮りいたします。

決算審査特別委員会が終了するまで、休会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

◎散会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、散会といたします。

(午前11時30分)